

秋田地本36協定交渉！NO.2

3. 2019年度の延長協議について実績を明らかにすること。また延長協議の手続き及び、説明についてどのように行っているのか示すこと。

【回答】限度時間の延長手続きについては、協約に基づき具体的な事象及び想定される延長協議の目安を示したうえで協議を行っているところである。

組合) 過半数を占める労働組合がない事業所の延長協議は誰が行うのか？秋田支社内の協議件数は？

会社) 過半数代表者と勤労課とでおこなう。月間は数件発生、年間は前年度より減少傾向、フレックスは前年並み、時間外労働が高い社員については支社と現場双方で把握し業務調整をしっかりと行っている。

組合) 産業医からの助言指導が求められた場合、助言指導がどう職場で反映されていくのか。

会社) 産業医から現場長へ助言を行った上で対策を立て、職場として対策に向け進めていく。

4. 新型コロナウイルス感染症予防・拡大対策により働き方が大きく変化することが想定されるため、対策について明らかにすること。また、労働時間管理の課題について明らかにすること。

【回答】対策本部を設置し、取り組んでいるところである。また、社員等が安心して働ける環境を整えるため、当面の間、休暇等の一般的な取り扱いを実施しているところである。

組合) 新型コロナウイルス感染症対策として、支社から運輸区への兼務社員の労働時間管理はどう行うのか？

会社) 乗務の際は輸送総合システムで運輸区管理、支社勤務はJINJREで各課室が管理する。現場と支社の連携を行い管理することが重要。

組合) 乗務をしながら支社勤務、テレワーク等を行うのか？

会社) つがる運輸区など支社との距離で足ロスがある職場もある。必要性を見て支社勤務または運輸区内で勤務にする場合もある。万が一に備え乗務について教育・訓練する。思い出し期間終了後に再度乗務から離れると不安も出るため、一定期間乗務を定期的に継続していく考えである。

組合) 乗務員の出勤時に検温がおこなわれた職場があり、37.5℃以上ある乗務員の勤務指示がどのようになるのか説明なく進められたことで多くの社員が不安を感じている。

会社) 高熱・体調含め乗務できるのか把握・判断するための検温。新型コロナウイルスに感染した場合は年休等で対応。自覚症状がない場合は個人の状況を掴みケースバイケースで対応。最終判断は支社対策本部になる。三密を解消するため、指示として自宅待機・テレワーク・乗務員の自宅待機の予備勤務等であり、自宅待機は「勤務免除」で賃金は発生する。

組合) 乗務員の自宅待機予備、在宅勤務の取扱いがイメージできない。また各運輸区で同一で開始していくのか？

会社) 箇所別の特情に合わせて対応。必要人数以外は在宅扱いのイメージ。4月15日以降準備でき次第であり、各職場において準備ができた箇所からスタートしていく。

5. 安全衛生委員会の審議事項を充実させるため、委員の全員参加での開催を目指すこと。また、産業医の出席率を明らかにすること。

【回答】安全衛生委員会は労働安全衛生法に基づき開催しているところであり、産業医も可能な範囲で出席しているところである。

組合) 勤務都合により委員の全員参加ができず、多くの社員意見を集約しても届かないという意見がでてくる。

会社) 産業医・委員含め、出来る限り参加できるようにした方がよい認識は持っている。多くの参加者で開催していく。日程調整で苦勞している声も把握している。

組合) 健康を阻害するような労働時間になっていないか、疲労についてなどの医学的な見解アドバイスが欲しいとの現場の声がある。産業医の出席率はどの様になっているのか？

会社) 産業医が増えたということではないが、これまでの議論経過含め日程調整をしっかりと行い、過去3年を見ても出席率は年々上昇している。

組合) 新型コロナウイルス感染症対策として、お客さまと直接触れる業務において「ビニール手袋が必要」「大勢が直接息を吹き、接触するアルコール検知器の消毒」等、安全衛生委員会で議論して欲しいという意見が多くある。そういった社員の声を集約している委員の意見を幅広く聞いていただきたい。

会社) 了解。

締結期間：2020年5月1日～2021年4月30日までの1年締結です！

**手洗い、うがいを確実にこなそう！「命・健康・生活」を守り抜こう！
チック機能を発揮し、安全で安心して働ける職場をつくりだそう！**